

○大崎市児童生徒就学援助規則

平成19年12月26日

教育委員会規則第11号

改正 平成20年3月19日教委規則第6号

平成20年7月31日教委規則第15号

平成21年4月1日教委規則第6号

平成22年3月31日教委規則第4号

平成26年1月31日教委規則第1号

平成26年6月26日教委規則第8号

平成26年7月25日教委規則第9号

平成27年12月25日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「児童生徒」とは、市に住所を有し、小学校及び中学校に在学する児童及び生徒をいう。

2 この規則において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者をいう。

(就学援助の種類)

第3条 就学援助は、次に掲げる事項のとおりとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

- (3) 校外活動費
- (4) 通学費
- (5) 修学旅行費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 新入学児童・生徒学用品費等
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費
- (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金
(就学援助の対象者)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する保護者に対し就学援助を支給する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者。ただし、同法第13条の規定による教育扶助を受けている者は、前条第5号、第9号及び第10号の援助に限る。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者で援助を必要と認める者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 市民税の非課税又は減免
 - ウ 個人事業税の減免
 - エ 固定資産税の減免
 - オ 国民年金保険料の免除・納付猶予
 - カ 国民健康保険税の減免
 - キ 児童扶養手当の支給

ク 宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付け

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、第1号に規定する者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に援助が必要と認める者
(平20教委規則15・平22教委規則4・平26教委規則9・一部改正)

(就学援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する学校の校長を経由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号及び第2号に該当する保護者については、学校長からの名簿(様式第2号)及び就学援助世帯票(様式第3号)の提出により、前項の提出があったものとみなす。

3 学校長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかに世帯票を作成し、就学援助認定に係る所見書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 就学援助の申請をした保護者は、申請の事実について学校長又は民生委員が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(平20教委規則15・一部改正)

(受給者の認定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、受給資格の有無を審査して受給者の認否を決定し就学援助児童生徒認否決定通知書(様式第5号)により、その結果を学校長を通じて保護者に通知する。

(辞退の届出)

第7条 就学援助を受けている者が就学援助を必要としなくなったときは、就学援助費受給辞退届(様式第6号)を学校長を経由して、市長に提出

しなければならない。

2 第5条第3項及び前条の規定は、前項の届出があった場合に、これを準用する。

(就学援助の額)

第8条 就学援助の額は、別表に定める金額とする。

(平22教委規則4・一部改正)

(就学援助の方法)

第9条 第3条第1号から第8号までに掲げる就学援助は、第6条の規定により認定された保護者（以下この条及び次条において「認定保護者」という。）に対し、口座振込の方法により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、認定保護者に学校給食費の未払いがある場合その他学校長が必要と認める場合には、認定保護者の委任に基づき、第3条第1号から第8号までに掲げる就学援助の一部又は全部について、学校長を通じて現金により給付することができる。

3 第3条第9号に掲げる就学援助は、認定保護者に医療券を交付し、当該医療券の提示を受けて児童生徒の診療をした医療機関の請求に基づき、市長が当該医療機関に直接支払うものとする。

4 第3条第10号に掲げる就学援助は、市長が独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払うものとする。

(平26教委規則1・全改)

(就学援助の停止)

第10条 市長は、認定保護者が就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止することができる。

(平26教委規則1・一部改正)

(就学援助認定の取消し及び返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により就学援助を受けた

ときは、その認定を取り消し、その全部又は一部を返還させることができる。

(文書の様式)

第12条 次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委任状 様式第7号
 - (2) 就学援助認定申請書等の送付について 様式第8号
 - (3) 就学援助児童生徒認否決定通知書(校長あて) 様式第9号
 - (4) 就学援助費支給計画通知書 様式第10号
 - (5) 就学援助費の支給について 様式第11号
 - (6) 就学援助費個人別支給明細書兼領収書 様式第12号
 - (7) 就学援助児童生徒学校給食日数表 様式第13号
 - (8) 就学援助費支給通知書 様式第14号
 - (9) 校外活動(遠足・合宿)に係る経費調べ(実施報告書) 様式第15号
 - (10) 修学旅行に係る経費調べ(実施報告書) 様式第16号
 - (11) 就学援助費の返納について(報告) 様式第17号
 - (12) 就学援助口座振込依頼書 様式第18号
 - (13) 就学援助費の学校口座入金に係る申出書 様式第19号
- (平26教委規則1・一部改正)

(その他)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに、大崎市児童生徒就学援助要綱（平成18年3月31日制定）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月19日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度以後の就学援助について適用する。

附 則（平成26年7月25日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教育委員会規則第8号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表（第8条関係）

（平26教委規則1・全改，平26教委規則8・一部改正）

就学援助給付基準額

支給費目	援助の範囲	給付額（年額）	給付時期	備考
学用品費	鉛筆，ノート，副読本， 体育用靴等通常学校での学習に必要なものの経費	小学校 11,420円	1学期・2学期	
		中学校 22,320円		
通学用品費	小・中学校2学年以上の児童生徒の通学用靴，上履き等通常通学に必要なものの経費	小・中学校 2,230円	1学期	小学校2学年～6学年，中学校2・3学年
校外活動費	遠足等	小学校 1,550円限度	実施した学期	
		中学校 2,240円限度		
	合宿	小学校 3,570円限度	実施した学期	
		中学校 6,010円限度		
通学費	公共交通機関利用の遠距離通学対象児童生徒の定期券の全額	実費	購入した学期	

修学旅行費	修学旅行に直接必要な交通費，宿泊料（奉仕料・昼食代含む），見学料，保護者が均一に負担する記念写真代，医薬品，旅行傷害保険料，添乗員経費，荷物輸送料，しおり代，通信費及び旅行取扱料金の額	小学校 21,190円限度	実施した学期	
		中学校 57,290円限度		
体育実技用具費	体育の授業に必要な体育実技用具の購入費	実費	購入した学期	新たに購入する必要がある場合に限る。
新入学用品費	小・中学校の入学に通常必要な学用品，ランドセル（カバン），通学用服等の経費	小学校 20,470円	1学期	小学校1学年・中学校1学年
		中学校 23,550円		
学校給食費	小・中学校給食費	実費	1学期・2学期・3学期	
医療費	学校病（トラコーマ，結膜炎，白癬 ^{せん} ，疥癬 ^{かいせん} ，膿痂疹 ^{のうかしん} ，中耳炎，慢性副鼻腔炎，アデノイド，う歯及び寄生虫病）の治療	実費	治療した学期	
	医療機関までに一定の	実費	治療した学期	学校長が確

	距離があり，公共交通機関を利用する場合に限り，治療のために直接要した運賃の額		期	認し市長が認めた場合
独立行政 法人日本 スポーツ 振興セン ター掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金の額	実費	1学期	

注1 要保護児童・生徒については，修学旅行費，医療費及び独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金のみを支給対象とする。

注2 転出・転入等の異動があった場合の支給については，次のとおりとする。

- ①学用品費：月割計算（在籍した日の属する月は在籍したものとみなす。以下同じ。）した額を支給
- ②通学用品費：転出があった場合は月割計算した額を支給し，転入があった場合は当該年度の4月1日に認定されている場合に限り支給
- ③校外活動費（遠足等・合宿）及び修学旅行費：校外活動及び修学旅行について負担した場合に支給
- ④通学費及び体育実技用具費：実費を支給
- ⑤新入学用品費：当該年度の4月1日に認定されている場合に限り支給
- ⑥給食費：転出があった場合は在籍した日までの分を，転入があった場合は認定を受けた日以降の分を支給
- ⑦独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金：当該年度の5月1日に認定されている場合に限り支給

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大崎市長 様

申請人（保護者）

住 所	大崎市 (アパート名)
行 政 区	
氏 名	④
電 話 番 号	

就学援助認定申請書（継続・新規）

次の理由により 年度の就学援助費の支給を受けたいので、認定くださるよう申請いたします。

記

児童生徒氏名 (在学学校名 学校)

学 年	氏 名	性別	学 年	氏 名	性別
年		男・女	年		男・女
年		男・女	年		男・女

申請理由（生活状況等を詳しく記入してください。）

様式第3号(第5条関係)

就 学 援 助 世 帯 票

児童生徒氏名		保護者氏名		現 住 所		教育扶助の有無		住 居 の 形 態		
						有 無		(1) 持家 (2) 貸家・間借		
家庭状況 *保護者本人を含む	続柄	氏名	生年月日	職業	病気・療養の有無		家庭状況の変動			
就学援助を必要と認めるものに対するの学校長の意見(該当するものについて○で囲む)										
(1) 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる。 (2) 生活状況が悪いため学校納付金を減免している。 (3) 生活状況が悪く学校納付金が滞りがちである。 (4) 昼食、被服が著しく悪くまた学用品、通学用品等に不自由している。 (5) 経済的理由による欠席日数が多い。 (6) その他(具体的に記載のこと)										
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 年 月 日										
						学校長名 印				
		世帯に対しての福祉事務所の長又は民生委員の所見				大崎市の認定の事由(変更の事由)				
認定の場合										
認定しない場合 又は取消しの場 合										
継 続 報 告		小2学年	小3学年	小4学年	小5学年	小6学年	中1学年	中2学年	中3学年	異 動 事 項
	年 月 日									
	校 長 認 印									
上記の者を就学援助児童生徒として認定(します しません) 大崎市長 印										
継 続 認 定		小2学年	小3学年	小4学年	小5学年	小6学年	中1学年	中2学年	中3学年	
	年 月 日									
	大 崎 市 長 認 印									

様式第4号(第5条関係)

(別紙) 就学援助認定に係る所見書

1 申請者(保護者)

住 所	大崎市	行 政 区	
保 護 者 氏 名		電 話 番 号	
児 童 生 徒 氏 名			
学 校 名 ・ 学 年			

2 民生委員所見

次の項目のうち〔 〕内の該当するところを○印で囲んでください。

(1) 住居の形態〔持家・借家・間借〕

持家の場合…新築してから〔2年以内・10年以内・10年以上〕である。

(2) 生活状況

①保護者が日雇労働者で〔ある・ない〕と思われる。

②保護者の職業が不安定で〔ある・ない〕と思われる。

③生活状態は生活保護家庭に比べ〔非常に良い・やや良い・同じ位・悪い〕と思われる。

④被服の状況は〔良い・普通・悪い〕と思われる。

⑤自家用車の有無〔ある・ない〕

ある場合それは営業用を使用して〔いる・いない〕と思われる。

⑥家具調度品は〔良い・普通・悪い〕と思われる。

(3) その他(家庭の状況等記入してください。)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以上の理由により就学援助は〔必要・不必要〕と思われる。

年 月 日

(行政区

)民生委員



3 学校長所見

該当するものについて○で囲む。

- (1) 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる。
- (2) 生活状況が悪いため、学校納付金を減免している。
- (3) 生活状況が悪く、学校納付金が滞りがちである。(年 月分より)
- (4) 昼食、被服が著しく悪く、また学用品、通学用品等に不自由している。
- (5) 経済的理由による欠席日数が多い。
- (6) その他(下記に具体的に記入のこと)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以上の理由により就学援助は〔必要・不必要〕と思われる。

年 月 日

学校長



4 社会福祉事務所長所見

生活保護が廃止になった理由及び就学援助認定に係る所見

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以上の理由により就学援助は〔必要・不必要〕と思われる。

年 月 日

大崎市社会福祉事務所長



※民生委員及び学校長所見は新規申請者と家族の収入状況を証明する書類を添付できない者について必要となります。

※社会福祉事務所長所見は生活保護が廃止になり、就学援助認定申請があった場合に必要となります。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

保護者 様

大崎市長

年度就学援助児童生徒認否決定通知書

年 月 日付けで、あなたから申請のありました標記のことについては、年
月 日より、就学援助児童生徒として認定(しました しません)ので通知します。

記

児童生徒名及び支給費目

学年	氏 名	学 用 品 費	通学用 品 費	校 外 活 動 費 (遠足・合宿)	修 学 旅 行 費	新入学児童 生徒学用 品 費	学 校 給 食 費	医療費	備 考

- (注) 1 認定された方は、別添の委任状を学校長に提出してください。
2 生活保護法で教育扶助を受けている方は、修学旅行費、医療費(学校病を治療した場合)
のみ対象となります。

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

大崎市長 様

保護者住所
氏名



就学援助費受給辞退届

次の理由により、 年 月 日より就学援助費の受給を辞退します。

記

1 児童生徒名

就学学校名	学年	児童生徒氏名	備考

2 辞退の理由

--

様式第7号(第12条関係)

委 任 状

就学援助費の認定を受けた場合で、学校長が必要と認めるときは、
年度において大崎市から受ける下記就学援助費について、その請求・受領・返納に関する一切の事務
及び学校給食費の納入に関する事務を

大崎市立
学校長

学校

に委任します

記

就学援助費目：学用品費・通学用品費・校外活動費(遠足・合宿)・修学旅行費
新入学用品費・学校給食費・医療費

年 月 日

保護者氏名

㊟

学 年	組	児 童 生 徒 氏 名

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

大崎市長 様

学 校 名

学校長名

印

年度就学援助認定申請書等の送付について

第 学年「 」ほか 人を 年 月 日付
けで就学援助を必要とする児童生徒として、別添のとおり認定申請書(1部)、児童生徒名簿(1部)及び世帯票(2部)を提出します。

記

学 年	要 保 護 者	準 要 保 護 者	計	備 考
計				

様式第9号(第12条関係)

第 号
年 月 日

学校長 様

大崎市長



年度就学援助児童生徒認否決定通知書

年 月 日付け 第 号により報告のあった標記のことについては、年 月 日より、別添世帯票及び児童生徒名簿のとおり就学援助児童生徒として認定(否定)したので通知します。

なお、別添「年度就学援助児童生徒認否決定通知書(様式第5号)」を関係保護者へ送付願います。

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

学校長 様

大崎市長

年度就学援助費支給計画通知書

このことについて、 年度就学援助児童生徒に係る就学援助費の支給計画は別紙
のとおりですので通知します。

なお、補助対象者の学年・援助費目・援助費額等を確認し、誤りがある場合は直ちに報
告願います。

別紙

年度就学援助費個人別支給計画書

学校名

No.	認定月	学年	児童・生徒氏名	学用品費	通学用品費	校外活動(遠足)	校外活動(合宿)	修学旅行費	新入学用品費	給食費	合計
1											
2											
3											
4											

様式第11号(第12条関係)

年 月 日

保護者 様

学校名
学校長名

印

就学援助費の支給について

年度の就学援助費の支給を下記のとおり行います。

記

支給費目名	金額(限度額)	備 考
学用品費	円	学校長が代理受領の上支給します
通学用品費	円	同上
校外活動費 (遠足費)	円	同上 (遠足に参加した場合)
校外活動費 (合宿費)	円	同上 (合宿に参加した場合)
修学旅行費	円	同上 (修学旅行に参加した場合)
学校給食費	円	学校長が代理納入します
新入学児童生徒 学用品費	円	小学1年生, 中学1年生に支給します (4月中に認定の場合)
医療費	円	教育委員会で直接医療機関に支払います

様式第12号(第12条関係)

年度 就学援助費個人別支給明細書兼領収書

学校名	保護者氏名	要保護 年 月 日 開始・廃止
学年組	児童生徒名	準要保護 年 月 日 開始・停止

費目	代理受領額 ①	支給額 ②				返納額 ③			最終支給額 ① - ③
		第1期	第2期	第3期	随時期	年月日	金額	確認印	
学用品費									
通学用品費									
校外活動 遠足等 合宿									
修学旅行費									
新入学児童 生徒学用品費									
学校給食費									
合計									

※代理受領額①欄には、大崎市から学校長(代理受領者)に支給された金額を記入する。
 ※支給額②欄には、学校長が保護者に支給した金額を記入する。
 ※支給額②欄の合計額と受領金額は一致すること。
 ※返納があるときは、③欄に記入し、返納者が学校長の時は事務担当者が、保護者の時は、保護者本人が確認の押印をする。
 ※第3期分が「学校給食費」のみの支給で、学校長が代理受領後直ちに学校給食費会計に納入する時は保護者受領印を省略できる。支給事務の完了後、学校長は直ちに市長の確認を受ける。

随 時 期	受領金額	円
	受領月日	
	受領印	
	係確認印	

大 崎 市		
確認年月日	確認印	
学 校 長		
確認年月日	確認印(私印)	
領 収 書		
第 一 期	受領金額	円
	受領月日	
	受領印 係確認印	
第 二 期	受領金額	円
	受領月日	
	受領印 係確認印	
第 三 期	受領金額	円
	受領月日	
	受領印 係確認印	

様式第14号(第12条関係)

第 号
年 月 日

学校長 様

大崎市長

印

年度就学援助費支給通知書

このことについて、年度就学援助児童生徒に係る就学援助費を別紙(個人別支給明細書)のとおり支給します。

支給総金額	円
-------	---

支給内訳

支給費目	支給人員	支給額	備考
学用品費			
通学用品費			
校外活動(遠足)費			
校外活動(合宿)費			
修学旅行費			
新入学児童生徒学用品費			
学校給食費			

様式第15号(第12条関係)

年 月 日

大崎市長 様

学校長



校外活動(遠足・合宿)に係る経費調べ(実施報告書)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

(第 学年)

1	実施地(目的地)		
2	実施月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
3	参加児童生徒数	人	
4	校外活動費支給対象人員	要保護児童生徒 人(不参加 人)	
		準要保護児童生徒 人(不参加 人)	
5	児童生徒1人当たりの費用 円		
	内 訳	費 目	
		交 通 費	円
		見 学 料	円
		小 計	円
補助対象外経費	円		

- (1) この報告書は、学年別に作成すること。
- (2) 1人当たりの費用は、各費目の総額を参加児童生徒数で除し、小数点以下は切り捨てること。
- (3) 交通費には、有料道路の通行料金、駐車料金を含む。
- (4) 見学科には、しおり代(パンフレット等)、ガイド代も含む。

大崎市長 様

学校長



修学旅行に係る経費調べ(実施報告書)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

(第 学年)

1	実施地(目的地)				
2	実施月日	年 月 日 ~ 年 月 日			
3	参加児童生徒数	人			
4	修学旅行費支給対象人員	要保護児童生徒 人(不参加 人)			
		準要保護児童生徒 人(不参加 人)			
5	児童生徒1人当たりの費用				
	内	費用目	円		
		交通費	円		
		宿泊料	円		
		見学料	円		
		その他の経費	円		
		その他の経費の内訳			
	訳	記念写真代	円	医薬品代	円
		旅行傷害保険料	円	添乗員経費	円
		荷物輸送料	円	しおり代	円
通信費		円	旅行取扱料金	円	
	小計	円			
	補助対象外経費(f)	円			

- (1) 1人当たりの費用は、各費目の総額を参加児童生徒数で除し、小数点以下は切り捨てること。
- (2) 交通費には、有料道路の通行料金、駐車料金を含む。
- (3) 宿泊料には、昼食代も含む。
- (4) 見学料には、しおり代(パンフレット等)、ガイド代も含む。

様式第17号(第12条関係)

年 月 日

大崎市長 様

学校長

印

就学援助費の返納について(報告)

このことについて、下記の者に係る就学援助費を市会計課に返納しましたので、その納付書の写しを添えて報告します。

記

返納金額	円
------	---

内 訳

学 年	返 生	納 徒	児 氏	童 名	返 納 費 目				返 納 理 由
					費	費	費	費	

様式第18号(第12条関係)

就学援助費口座振込依頼書

年 月 日

大崎市長 様

〒 _____
保護者住所

保護者氏名 _____ 印

就学援助費について、下記の口座に振り込むよう依頼するとともに、下記記載の同意事項について同意いたします。

記

1 就学援助に係る児童生徒氏名等

(同一学校に通学する全てのお子様の学年、氏名を記載願います)

学年	氏名	学年	氏名

2 入金指定口座 (変更あり ・ 変更なし)

※前年度の口座と変更がない場合は下記欄への記載は不要

銀行コード		支店コード	
金融機関名	銀行 信組・信金 農協	支店名	本店 支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義 (保護者)			

※1 保護者欄は、申請する保護者氏名を記入願います。

※2 入金指定口座は就学援助認定申請書記載の保護者名義の口座を指定願います。

※3 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義を確認できる面の通帳の写しを添付願います。

【同意事項】

- 保護者が変更となる場合には遅滞なく市長へ届け出をします。この場合、就学援助費の支給時期に現に児童生徒を扶養している保護者へ就学援助費を支給することに同意します。
- 1の届け出を怠ったことによる就学援助費受給に係るトラブルについては、当事者間(家族間)で解決します。
- 学校徴収金等に未払いがある場合は、就学援助費の請求及び受領(学校給食費にあってはその納入を含む)について、児童生徒が在学する学校の学校長に委任します。

様式第19号(第12条関係)

年 月 日

大崎市長 様

学 校 名
学校長名



年度就学援助費の学校口座入金に係る申出書

下記の者の 年度の就学援助費（大崎市児童生徒就学援助規則第3条第1号から第7号）について、学校指定口座への入金を依頼・解除したく申し出ます。

記

学 年	児 童 生 徒 氏 名	生 年 月 日	保 護 者 氏 名	備 考
計				

※学校指定口座への入金を希望する場合は、対象者に係る委任状（様式第7号）を添付すること。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平 2 7 教委規則 8 ・ 全改)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 6 教委規則 1 ・ 一部改正)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

様式第 9 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 2 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 4 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 5 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 6 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 7 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 8 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 6 教委規則 1 ・ 追加)

様式第 1 9 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 6 教委規則 1 ・ 追加)